

京都市土地開発公社の解散に向けた取組の進捗状況について

京都市土地開発公社（以下「公社」という。）は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき昭和 48 年 2 月に設立されて以降、公共用地の先行取得を通じ、本市のまちづくりに貢献してまいりました。

しかしながら、社会経済情勢の変化に伴い、公共用地の先行取得の必要性が低下し、仮に先行取得が必要となっても、本市の土地取得特別会計により対応することが可能であることから、平成 24 年度に「公社の今後の在り方に係る方針」（以下「方針」という。[参考](#)を参照。）を定め、公社保有地の解消に伴う財政負担ができる限り本市財政運営に大きな影響を与えないよう、平成 25 年度以降 15 年をかけて全ての保有地を解消した後、公社を解散することとしました。

あわせて、それまでの間は、公社において可能な限り有利な条件で資金調達して保有地の簿価の増加を圧縮するとともに、公社経営により本市の財政負担が生じないよう、公社の管理経費を極小化することとしました。

この方針を平成 25 年 4 月 22 日の経済総務委員会に御報告し、以降、公社の解散に向けた取組を着実に推進してまいりました。

また、平成 25 年 3 月の市会付帯決議を踏まえ、方針において、毎年度当初の委員会に解散に向けた取組の進捗状況を報告しており、令和 7 年度末までの取組状況について、御報告させていただくものです。

1 令和 7 年度保有地縮減実績

令和 7 年度は、次の表のとおり、1 件の保有地を本市が買い戻し、合計で 11 億 4 千 8 百万円の簿価を縮減しました。

縮減した保有地

(金額の単位：百万円)

区 分	事 業 名	面 積 (㎡)	縮減簿価額 (6 年度末)	進ちよく状況		
				時期	買受者	売却額
本市が買い戻した保有地	横大路小学校拡張事業 残地	2,020.56	1,148	R7.5	本市	1,157
合 計		2,020.56	1,148			1,157

2 令和8年度保有地縮減計画

令和8年度において、公社は、令和7年度末簿価額で4億6千3百万円の保有地の売却を計画しています。具体的には、次の表のとおり、本市が公社から保有地を買い戻します。

(金額の単位：百万円)

区 分	事 業 名	面 積(㎡)	縮減簿価額 (7年度末見込)	買い戻し予算額
本市が買い戻す 保有地	横大路小学校拡張事業残地	250	319	323
	北部周辺整備	44,317	144	150
合 計		44,567	463	473

3 公社保有地簿価額の推移

本市が公社から保有地を買い戻すとともに、公社が本市以外の者への直接売却を進めた結果、令和7年度末では、方針策定時点（平成24年度末の187億円）に比べ、167億円減の20億円となっています。

(単位：億円)

区 分	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末 (見込)
公社保有地簿価	100	49	49	49	43	31	20

4 公社準備金の推移

公社準備金（損益計算上利益が生じた場合に、将来の欠損に備えるため、積み立てた資金）は、令和7年度末において10億6千万円となっています。

公社から本市以外の者へ直接売却するとき、時価が簿価を下回る場合、公社準備金が減少しますが、簿価を上回る価格で落札されたときは簿価を超える差額を公社準備金に積立えています。

(単位：億円)

区 分	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末 (見込)
公社準備金	9.6	9.9	10.0	10.1	10.5	10.6	10.6

5 金利負担額の推移

平成 25 年度に借入金を低利の公社債中心に見直した結果、金利負担は大幅に減少しています。

令和 4 年度末に平成 29 年度に発行した第 4 回公社債（発行額 110 億円、借入金利 0.060%）の償還のため、第 5 回公社債を発行（発行額 50 億円、借入金利 0.504%）しました。現在の市場環境から第 4 回公社債に比べ金利は上昇しましたが、金融機関からの直接融資に比べ低利であり、金利負担の軽減に努めています。

（単位：百万円）

区 分	令和 元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末 (見込)
金利負担額	7	7	7	22 ^{※1}	25 ^{※2}	25 ^{※2}	25

※1 令和 4 年度末は、公社債の発行手数料を含む。

（令和 4 年度末は第 4 回公社債金利 4 月～2 月分+第 5 回公社債発行手数料+第 5 回公社債金利 3 月分）

※2 令和 5 年度末及び令和 6 年度末は、第 5 回公社債の金利（0.504%）1 年間分の金利負担額。

6 管理経費の推移

平成 25 年度からの役員体制見直しや専従職員廃止、公社への本市職員の派遣廃止等の継続により管理経費を極小化しています。

令和 7 年度は 5 百万円となっています。

（単位：百万円）

区 分	令和 元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末 (見込)
管理経費	6	5	6	5	5	5	5

7 今後の取組

令和 8 年度において 2 件の保有地を買い戻すことで、保有地は残り 1 件となり、着実に保有地の縮減を進めています。今後も、令和 9 年度末での公社解散に支障がないよう、気を引き締めて、保有地の解消に取り組んでまいります。

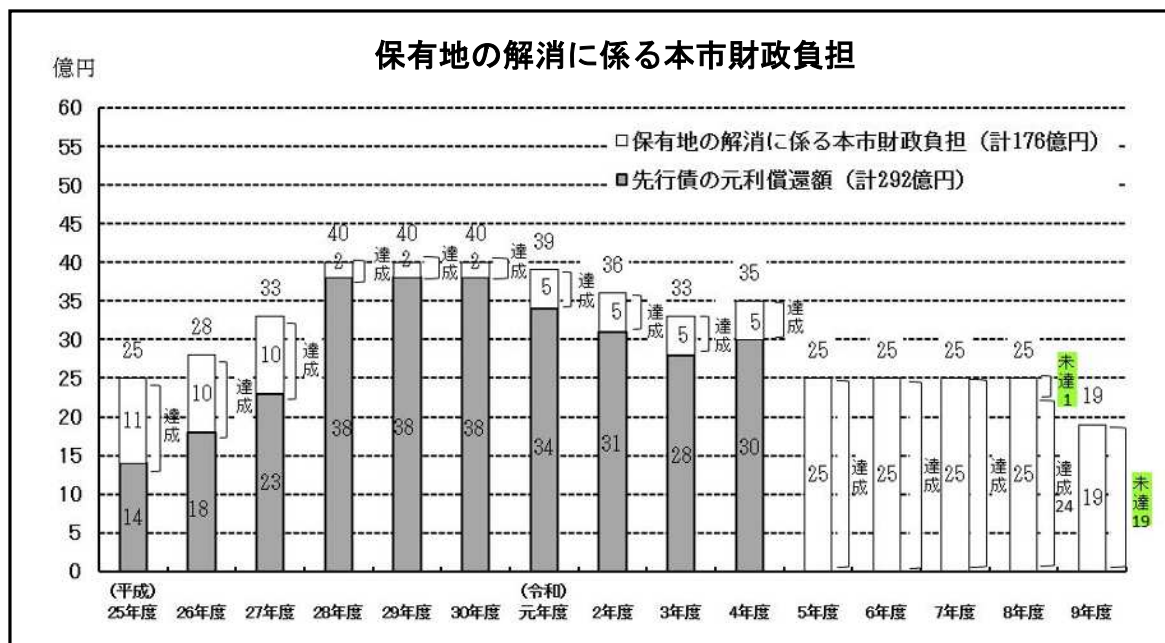
① 公社の業務の限定

公社の解散に向けて保有地を解消するため、公社による公共用地の先行取得は行わず、本市及び本市以外の者への売却を進める。

② 保有地の解消

保有地の利用予定等を精査し、公共目的で活用する予定の保有地は本市が買戻しを行い、それ以外の保有地は本市が買い戻したうえで売却する又は公社の準備金により時価が簿価を下回る場合の差額を処理することができる範囲内で公社が本市以外の者に直接売却する。

本市の買戻しは公共用地先行取得等事業債の元利償還額が減少し始める令和元年度から買戻しのペースを上げ、本市財政負担の平準化を図る。



③ 公社の資金調達における金利負担の圧縮

金融機関からの借入よりも低利の公社債を公社の解散までの間、最大限発行することで、より一層、金利を抑制する。

④ 公社の管理経費の極小化

管理経費について、役員体制の見直し、公社専従職員の廃止、公社への本市職員派遣の廃止、公社執務室の閉鎖等の取組により、大幅に削減する。

また、駐車場経営や保有地貸付けによる収入により、管理経費に必要な財源を確保する。

⑤ 解散に向けた進捗状況の報告等

公社の解散に向けた取組の進捗を毎年度当初の委員会に報告し、審議内容を今後の取組に反映すること等により、公社の解散に向けた保有地の解消等を確実に履行するとともに、議会及び市民の皆様に対し責任の所在を明確にする。

⑥ 解散までの期間の厳守

各年度の買戻し等に必要予算を優先的に確保して、着実に保有地の解消を図り、15年後に必ず解散する。また、本市の財政状況等を踏まえつつその期間の短縮に努める。

令和7年度末 京都市土地開発公社保有地一覧

1 先行取得の目的に沿った利用を図る予定であるが、事業が中断しているもの

No.	事業名	所在地	先行取得時期	面積 (㎡)	先行取得 依頼局	取得から現状に至る経過等	6年度末 簿価 (百万円)	7年度末 簿価 (百万円)	時価額 推計 (百万円)
1	北部周辺整備	左京区大原大見町	平成2年度	44,317	建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園「大見公園」(昭和55年12月都市計画決定)の整備用地として先行取得。 ・昭和54年度に「京都市北部周辺地域(大見地区)整備構想」を、昭和55年度に「京都市北部周辺地域整備拠点(大見地区)整備基本計画」を発表した。 ・昭和56年度から、大見公園に至る道路事業「市道大原花背線」の工事を開始したが、平成2年度に休止。平成6年度に公園整備計画を凍結。 ・平成17年度に上記計画を見直し。新たに「北部周辺地域整備事業大見地区基本計画」を策定。 ・上記道路事業の公共事業再評価では、平成11年度、12年度、17年度は事業継続とされたが、平成22年度には事業休止と評価。 ・平成25年4月の都市計画公園の見直しにおいて、検証の結果、「存続」と評価。 ・今年度、本市が買い戻す予定。 	144	144	45
小 計				44,317			144	144	45

2 先行取得目的に沿った利用が見込めず、他の目的での利用又は本市以外の者への売却を検討するもの

No.	事業名	所在地	先行取得時期	面積 (㎡)	先行取得 依頼局	取得から現状に至る経過等	6年度末 簿価 (百万円)	7年度末 簿価 (百万円)	時価額 推計 (百万円)
2	五条橋東六丁目	東山区五条橋東六丁目他	昭和57年度	2,034	建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・交換により、公共事業代替地として取得。 ・昭和63年9月から、公社が有料駐車場を設置、運営(令和6年度収入7百万円)。令和9年度末での公社解散に向け、令和7年3月に駐車場経営を終了。 ・今後、本市が買い戻すか、準備金の範囲内で公社から直接売却する予定。 	1,531	1,554	483
3	横大路小学校拡張事業残地	伏見区横大路貴船	平成2～4年度	250	教育委員会 (所管換えにより、現在は、行財政局)	<ul style="list-style-type: none"> ・伏見西部第四地区土地区画整理事業区域内にあり、人口流入に伴う児童数増等を見込み、横大路小学校の拡張用地として先行取得。 ・将来の児童数見込み等に基づく小学校移転計画のため、平成24年度に7,362㎡を買い戻しており、本件土地はその残地。 ・平成26年8月以降、方針に基づき、本市が順次買戻しを実施(令和7年度買戻し 2,020.56㎡)。 ・今年度、本市が買い戻す予定。 	1,465	319	20
小 計				2,284			2,996	1,873	503
合 計				46,601			3,140	2,017	548

注1 上記の区分は、現時点での検討状況を表すものであり、今後の状況の変化に伴い、変更する可能性がある。

注2 先行取得依頼局の欄における()の表記がないものは、先行取得依頼局と現在の所管局が同一である。

注3 面積及び時価額推計は、令和7年度末時点(見込)のものである。端数処理のため、合計等が一致しない場合がある。

注4 時価額推計の欄の金額は、固定資産税路線価を0.7で割り戻して公示地価と同水準としたうえで、必要に応じて各保有地の画地条件に応じた補正を行い、その補正後の単価に面積(区画整理地の場合は、従前地の面積)を乗じて算出している。ただし、あくまで便宜的に推計した参考価格であり、公社から直接売却する場合の最低入札価格については、不動産鑑定評価に基づき設定している。

なお、次の保有地については、以下に記載した方法により算出している。

・ 北部周辺整備

固定資産税路線価が付設されていない地域にあるため、近隣の地価調査地(山林)の評価額に面積を乗じて算出した。



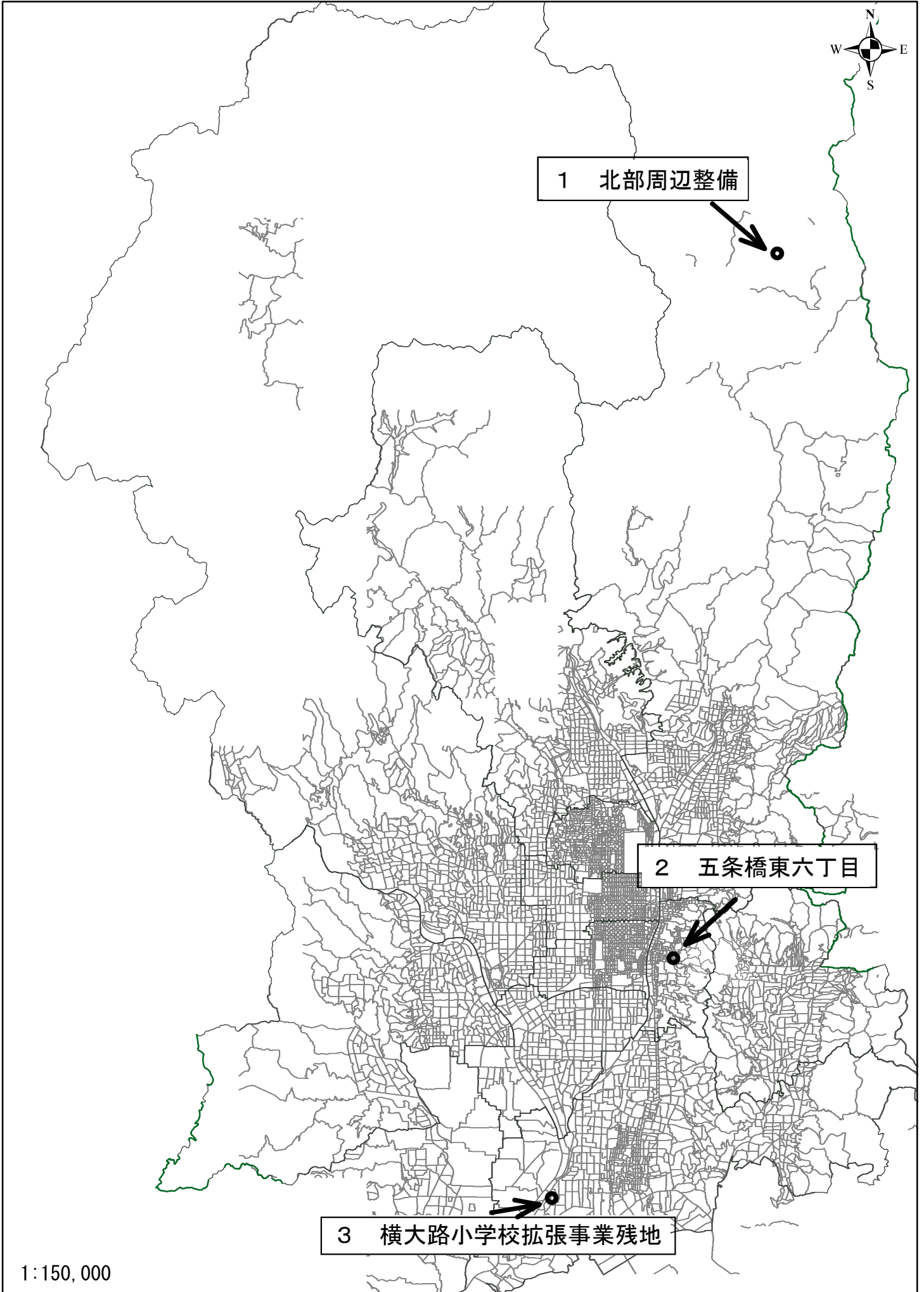
1 北部周辺整備



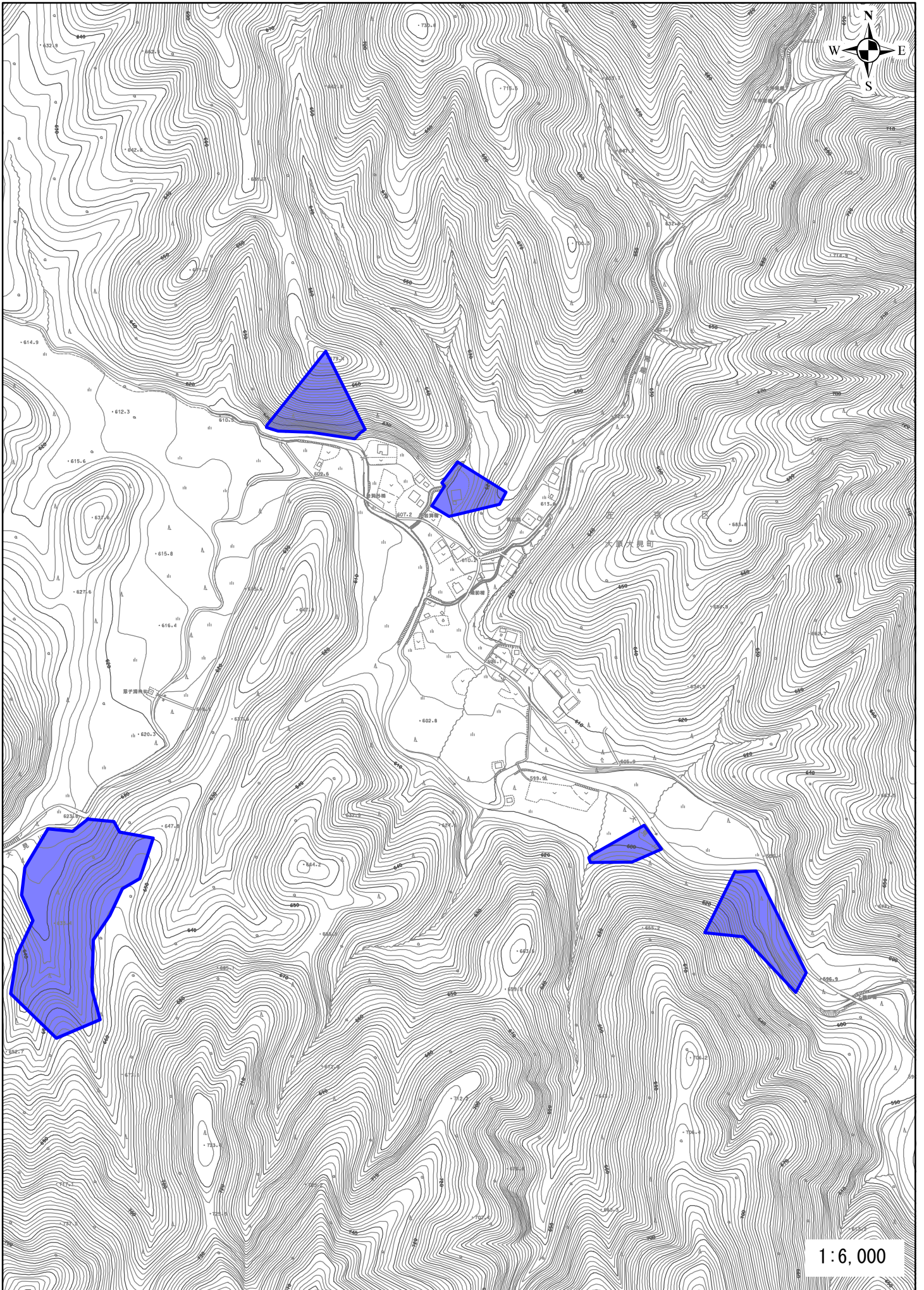
2 五条橋東六丁目



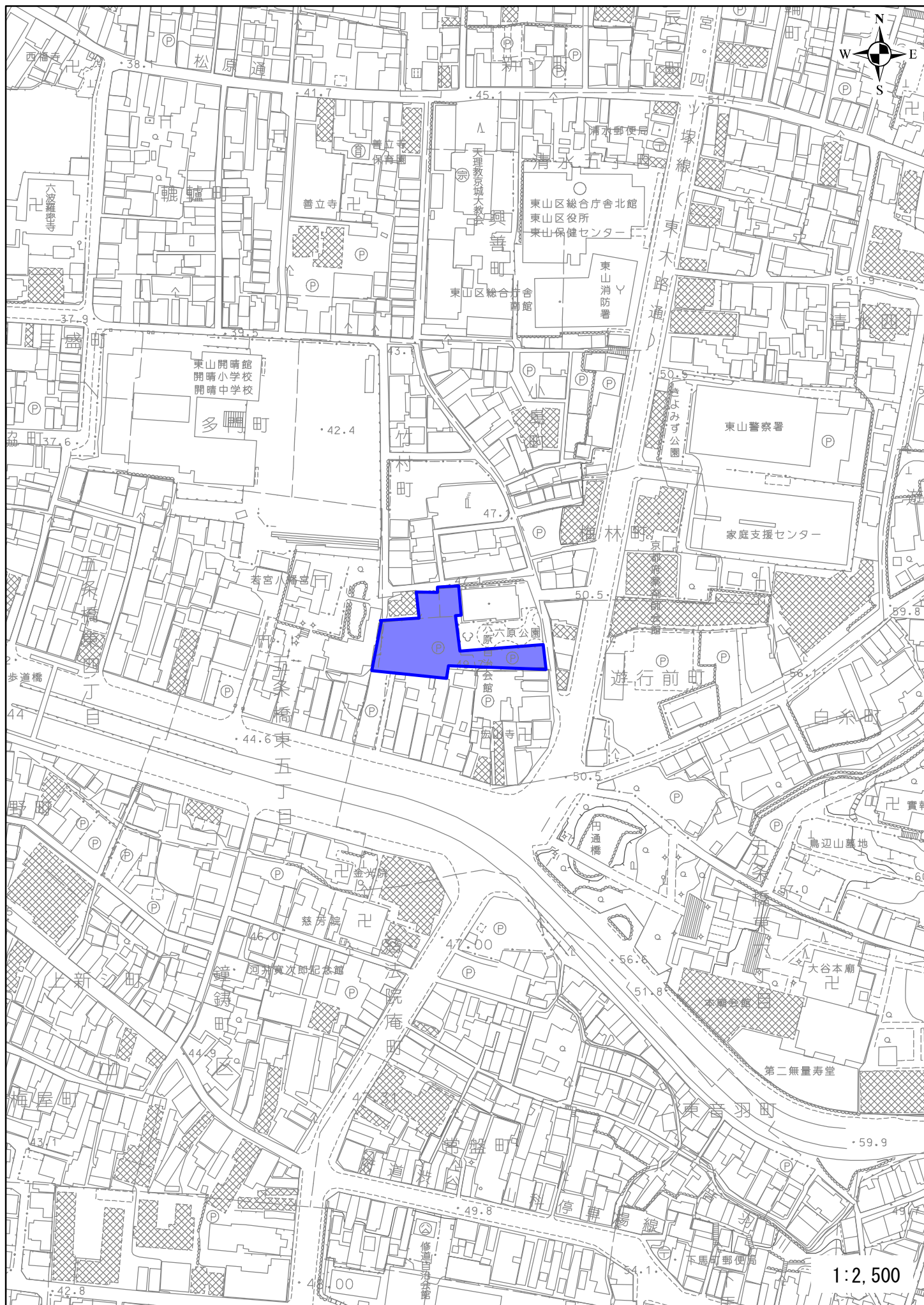
3 横大路小学校拡張事業残地



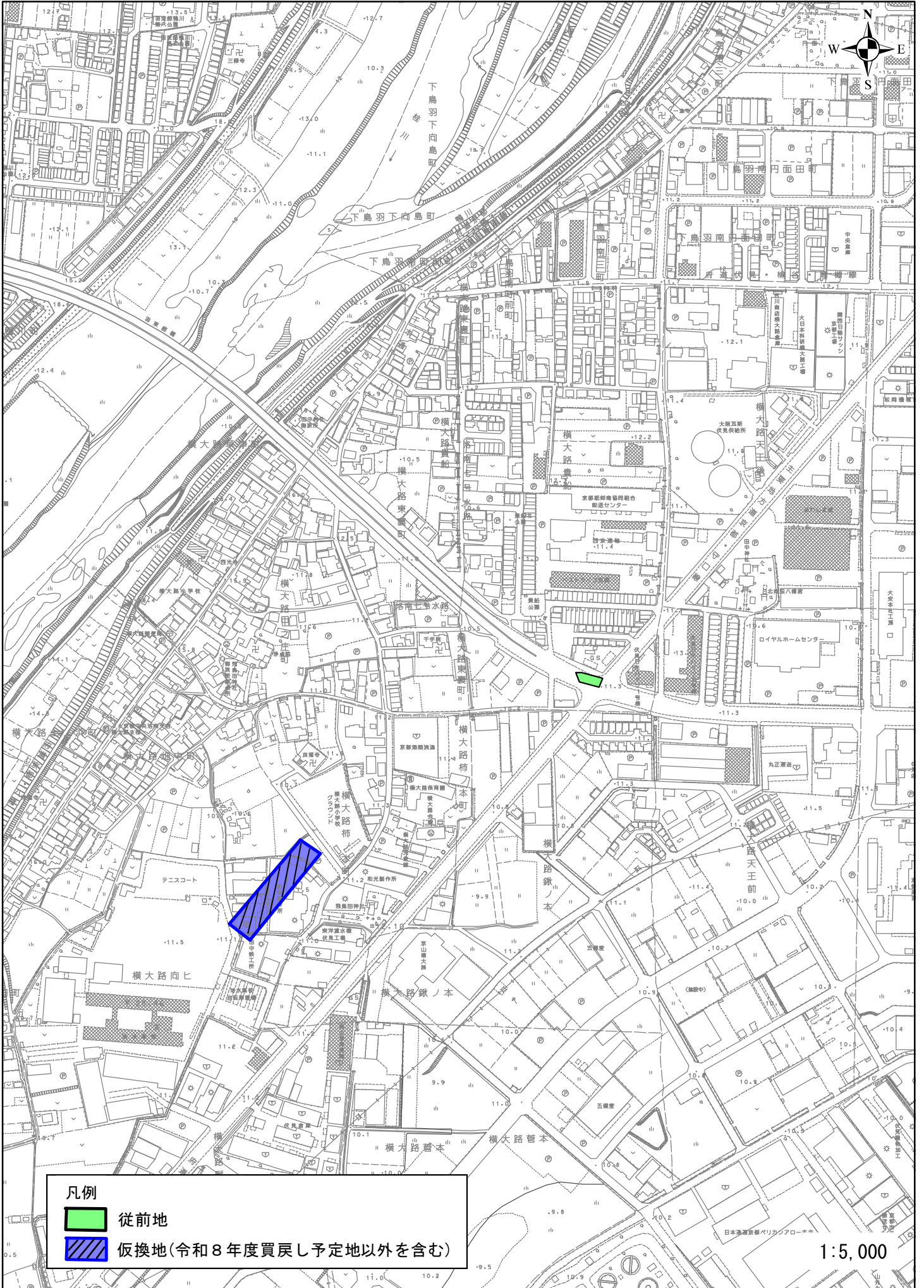
1 北部周辺整備



2 五条橋東六丁目




3 横大路小学校拡張事業残地



凡例

 従前地

 仮換地(令和8年度買戻し予定地以外を含む)

1:5,000